

(3) 図書館

公民連携の取組(大阪市立図書館)

□□ 概要

p.2「イ 公民連携の取組」参照

□□ 効果

(ア) 読書手帳(セレッソ大阪)

- ・ セレッソ大阪の選手等のおすすめ本も掲載された親しみやすいデザインの読書手帳や、読んだ本の冊数に応じ図書館窓口で渡すプレゼントが、子どもたちの読書のきっかけとなっている。



(イ) 調べ学習図書の寄贈(株式会社辰巳商会)

- ・ 新しい調べ学習用の図書が増え、来館する子どもたちの利用や、学校への調べ学習支援の団体貸出等に活用できている。



(ウ) 子ども向けスペースの改装(イケア・ジャパン株式会社 IKEA鶴浜)

- ・ 改修により使いやすい机やいすが置かれるなど、子ども向けスペースが明るく利用しやすい雰囲気になっている。



「読みメンおたのしみ会」(大阪市立図書館)

□□ 概要

- ・ 絵本の読み聞かせなどのおはなし会を「読みメンお楽しみ会」として、毎年2回程度、実施している。
- ・ 平成28(2013)年に、中央図書館で文部科学省委託事業「読みメン養成講座」を実施したことをきっかけに、受講生によるおはなし会を中央図書館で開催することにした。
- ・ 読みメンと銘打っているが男性に限るわけではなく、男性の読み聞かせに興味のある女性の参加も可としたため、メンバーには女性もいる。



☐効果

- ・ ふだん、図書館での読み聞かせはボランティアも職員も女性が圧倒的に多く、男性が読み聞かせをするのは、聞き手の子どもや大人たちにとっても新鮮で親しみがわく様子である。また、子どもと一緒に参加したお父さんが、男性が読み聞かせボランティアに楽しそうに参加していることに興味を示して終了後話しかけてこられたりする様子も見受けられる。

「いろんなことばのおはなし会」(大阪市立図書館)

☐概要

- ・ 多文化サービスの推進や啓発に向け、2009年からボランティアにより開始。2・4・6・8・10月の第1日曜日、中央図書館で実施している。内容は、中国語・英語・韓国/朝鮮語での絵本の読み聞かせや歌、手遊びなど。



12月は、拡大版「いろんな国のくらしとあそび」を実施している。図書館では、各言語でのチラシを作成して配布している。

☐効果

- ・ いろんな国のことばで絵本を読んだり、歌を歌ったり、その国の子どものあそびを紹介していっしょにやってみるなど、言葉が分かって分からなくても楽しめるよう工夫している。その場で初めて会う人どうしても、多文化交流を肌で感じる機会になったり、外国語資料が図書館にあることを知ってもらうきっかけになっている。

電子書籍サービスの利用促進(大阪市立図書館)

☐概要

- ・ コロナ禍を受け、令和2(2020)年、夏期間限定の大阪市立の小・中・高校向け電子書籍ページを作成、大阪市立小中高等学校に向けて、学校宛のメール等で情報提供をおこない、利用するためのIDとパスワードを周知した。令和3(2021)年には、大阪市立の小・中・高校向け電子書籍ページを常設、年代別のおすすめ電子書籍リストや、利用方法を解説した動画も公開した。

☐経過・工夫していることなど

- ・ 「知識創造型図書館改革プロジェクト」の柱のひとつ、レファレンス機能・情報サービスの高度化を目的に、平成24(2012)年1月に、提供を開始。資格取得・語学学習に役立つ本や、専門事典・図鑑、大阪に関する本、外国語図書など、約6500タイトル(令和3(2021)年3月時点)を

提供。大人向けが中心だが、子どもも利用できるものとして、導入当初から図鑑類や民話などを紹介。来館や貸出に応じてポイントをためることで、よりいっそう図書館や読書に親しんでもらうためにおこなう、期間限定のイベント「としょかんポイント」のクイズで電子書籍を取り上げたり、ティーンズ向け電子書籍の新刊案内・ランキング紹介などで利用促進をはかってきた。小学校での英語教育の必修化にあわせ、子ども向けの英文リーダーの提供も始めた。

□ 効果

- ・ 学校や、学校から案内された保護者からの問い合わせもあり、令和2年度の電子書籍のアクセス1位が、『10歳からのプログラミング-ホームページやゲームをつくってみよう-』、2位が『えいごで答える小学生のQ&A日記ドリル』と、子ども向け電子書籍が多く利用されている。



電子書籍 EBSCOeBooks 案内画面

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



第4次大阪市子ども読書活動推進計画

令和4（2022）年 月

大阪市教育局

事務局 〒550-0014 大阪市西区北堀江4-3-2(大阪市立中央図書館内)

これまでの経過

- ◆ 平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」(推進法)施行
→ 地方公共団体は、推進計画を策定するよう努めなければならない
- ・平成18年「大阪市子ども読書活動推進計画」策定
- ・平成25年「第2次大阪市子ども読書活動推進計画」策定
- ・平成30年「第3次大阪市子ども読書活動推進計画」策定
- ・令和3年 現計画を1年延長 **計画期間 令和3年度末まで**

策定にかかる背景

関連計画等	本計画との関係
2025大阪・関西万博	理念・目的(一人ひとりが互いの多様性を認め、「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現。SDGsが達成された社会をめざす)を踏まえる
第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(国)	読書習慣の形成を目指し発達段階ごとの有効な取組みを推進
第4次「大阪府子ども読書活動推進計画」(府)	少しでも本を読む子どもを増やすことを目指し、子ども一人一人に合った読書活動を一層推進する。
「読書バリアフリー計画」(国・府)	視覚障がい者等の読書環境の整備
「教育振興基本計画」	理念を共有
「生涯学習大阪計画」	
「こども・子育て支援計画」(第2期) 「こどもの貧困対策推進計画」	子どもの環境・貧困と読書との関連を注視

成果と課題

- 成果**
「読書を全くしない」児童・生徒減 「読書は好きだ」児童増
(「全国学力・学習状況調査」より)
- 課題**
・上記調査回答において、**中学生の全国平均との乖離が小学生より大きい**
・市立図書館**13歳～19歳の登録者数減少**

期間

令和4(2022)年4月から令和8(2026)年3月 4年間

基本方針

大阪市のすべての子どもが自ら生き生きと読書を楽しめる読書環境の整備

観点1
子どもの読書環境の整備・充実

- ・ 発達段階に応じた途切れない読書習慣の形成により主体的に学び続けることができる力を醸成
- ・ 一人ひとりの多様性に応じた読書環境の整備
- ・ とりわけ学校教育においては、読書環境の充実をはかるとともに、読書活動を通して読解力を育むことにも留意
- ・ 紙の本とデジタル両方を活用できる能力の育成支援

観点2
子どもの読書活動に関する普及・啓発

- ・ ICTを活用した情報発信と、紙の本による読書推進の両立
- ・ 読書活動の検証、改善

観点3
人と本、人と人をつなぐ場の拡大

- ・ 図書館を事務局として「大阪市子どもの読書活動推進連絡会」開催
- ・ 区や関連団体、市民主体の取組みなど、多様な人々との連携・協力の拡大

第4次大阪市子ども読書活動推進計画 目標

基本方針 大阪市のすべての子どもが自ら生き生きと読書を楽しめる読書環境の整備

観点1 子どもの読書環境の整備・充実

観点2 子どもの読書活動に関する普及・啓発

観点3 人と本、人と人をつなぐ場の拡大

最重要目標

施策目標		現状	令和7 (2025)年度 末
「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」に対して「読書を全くしない」と回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	29.9% (令和3年度実績)	23.5%
	中学校	49.1% (令和3年度実績)	44.0%
「読書は好きですか」に対して肯定的に回答する児童の割合 【小学校学力経年調査】 【注1】		72.5% (令和2年度実績)	76.5%

各取組目標

	目標	現状	令和7年度末
観点1	学校図書館貸出冊数 (児童生徒1人当たり年間貸出冊数)【新規】	小29冊 (R元) 中3冊 (R元)	小38冊 中6冊
	「学校図書館やその蔵書を活用した授業を計画的に行いましたか」に対して「月に数回程度以上」と回答する学校の割合 【小学校学力経年調査】【新規】	69.7% (R2)	80.0%
	市立図書館児童書の貸出冊数	2,716,230冊	300万冊
	市立図書館7-12歳(小)、13-15歳(中)の登録者数【注2】	小 15,815名 中 4,386名	小16,800名 中4,800名
	子育て支援施設等への配本回数	426回	430回
	市立図書館と学校との連携事業回数	1,934回	2,100回
観点2	市立図書館から小・中学校への団体貸出冊数	84,499冊	10万冊
	市立図書館「こどものページ」「ティーンズのページ」アクセス数【注3】	26,767件	28,000件
観点3	読書活動支援ボランティア数	2,380名	2,500名
	市立図書館と区役所等との連携事業回数	946回	1,200回
	子どもの読書活動推進連絡会(全市、区)	年1回以上	年1回以上

※注1～3は第3次計画からの変更点。

【注1】…対象を「全国学力・学習状況調査」から「小学校学力経年調査」に変更

【注2】…13-19歳としていた対象登録者を小、中ごとに変更

【注3】…「こどものページ」を追加

「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」修正箇所

第2章子ども読書活動推進のための取組と目標

1子どもの読書環境の整備・充実(2)学校における読書活動の推進

・ p.19 下線部分を追加、取消線部分を削除

[修正前]

合わせて、学習に必要な資料や情報の収集・選択・活用能力の育成や国語科に限らずあらゆる教科・領域等における指導との関連を図った読書活動の展開など、学校図書館を学びの基盤と位置付けた教育の推進に向けて、教員の理解の促進を図るとともに、一斉読書の取組などにより、本に親しむ子どもを増やし、読解力を育てていくための教員からの積極的な働きかけが求められます。



[修正後]

合わせて、学習に必要な資料や情報の収集・選択・活用能力の育成や国語科に限らずあらゆる教科・領域等における指導との関連を図った読書活動の展開、さらには、総合的読解力の育成をめざした取組など、学校図書館を学びの基盤と位置付けた教育の推進に向けて、教員の理解の促進を図ります。また、一斉読書の取組などにより、本に親しむ子どもを増やし、読解力を育てていくための教員からの積極的な働きかけにつなげます。

・ p.19 「総合的読解力」について以下のとおり脚注を追加

総合的読解力：情報を正しく読み取り要約することに加え、読み取ったものから考えを形成すること、さらにその考えを表現するとともに、交流してその考えを広めたり深めたりすることができる力。本市においては、この総合的読解力の育成に取り組むこととしている。

・ p.20 「具体的取組」の「取組内容」について下線部分を追加

<具体的取組>

取組	取組内容	関係主体
学校図書館の環境整備	・ 大阪市図書標準の全小中学校での維持 ・ 調べ学習に役立つ蔵書の充実 ・ 学校司書の配置	学校・市立図書館
学校図書館を活用した教育の推進	・ 調べ学習や読書活動推進のための教員研修 ・ ポータルサイト等を通じた情報提供の実施 ・ <u>総合的読解力の育成に向けた取組の推進</u>	学校・指導部・市立図書館
読書に親しむ児童生徒の育成	・ 一斉読書(朝の読書など)、ビブリオバトル、読書週間の行事など読書のきっかけとなる催し等の開催	学校
学校図書館支援ボランティアへの支援	・ ボランティア募集に対する支援 ・ 学校図書館支援ボランティア向けの入門講座、ステップアップ講座等、知識・技術・意欲向上に向けた講座の開催	市立図書館・区役所